

新型コロナウイルス感染症の予防に配慮した建築確認検査業務等の実施について

令和2年（2020年）7月17日

長野県諏訪建設事務所建築課

長野県では、新型コロナウイルス感染症の予防対策について、感染が拡大している地域*との往来について慎重な行動を呼びかけているところです。この取組を進めるため、諏訪建設事務所管内の標記業務等に係る申請の取扱いについて、下記のとおりまとめましたので、趣旨をご理解のうえご協力いただきますようお願いいたします。これについては令和2年7月20日より実施させていただきます。

*直近1週間の人口10万人当たり新規感染者数が1.0を上回っている都道府県

7月13日時点で埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、鹿児島県の9都府県

記

1 共通注意事項

(1) 標記業務等には以下のものがあります。

- 建築基準法 : 建築確認申請、完了・中間検査申請、定期調査報告
- 都市計画法 : 開発許可申請
- 長期優良住宅 : 長期優良住宅認定申請、建築完了報告
- 建築士法 : 建築士事務所業務報告
- 省エネ法 : 省エネ法届出
- 景観法 : 景観法届出
- 福祉まちづくり条例 : 福祉まち条例届出
- 建設リサイクル法等 : 解体工事等届出、アスベスト含有建材使用建築物等解体工事届出
- 宅建業法 : 免許(新規)申請・更新申請、業者名簿記載事項変更届出
- その他 : 建築確認申請台帳記載事項証明、各種助成金交付申請

(2) 申請、補正及び副本等の受取は原則郵送での対応とし、窓口対応は当面行わないこととします。

(3) 郵送の際には事前に郵送する旨を当課及び各市町村窓口に電話等で**必ずご連絡ください**。

(4) 申請時には副本等の受取に足りる返信用配達手段を同封のうえ送付してください。

(5) 各申請書類等は信書となりますのでレターパック等による適切な郵便方法を利用するとともに、配達状況の追跡が可能な手段の利用をお勧めします。(返信用も同様としてください。)

(6) 窓口対応を必要とする場合は建築課長までご連絡ください。個別事情により検討させていただきます。また、県庁許可申請等につきましては、当該取扱いに拠らないこととします。

2 市町村の調査書、意見書が必要となる申請について

確認申請、開発許可申請、長期優良住宅認定申請、景観法届出、福祉のまちづくり条例届出等

(1) 郵送による申請書類等の受付について

- ・申請書類等（関係する許可、届出含む。以下同じ。）の提出にあたっては、必要書類一式を市町村に提出する。

※市町村への提出手段については各市町村窓口へご相談ください。

- ・長野県収入証紙で手数料が必要な申請は必ず手数料を貼付けして送付してください。

長野県収入証紙売捌き所

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaikei/kurashi/kenze/shoshi/urisabaki/syoushi.html>

- ・長野県収入証紙の購入が難しい方はご相談ください。
- ・申請時には返信用配達手段（追跡可能な手段の利用が望ましい）を同封してください。
- ・受付日は当課に申請書、市町村調査書が揃った時点となります。

(2) 申請書類等の補正について

- ・審査に係るやり取りは極力、電話、メール等を活用して窓口対応をご遠慮ください。
- ・審査の結果はFAX、電子メール等で通知します。
- ・審査の結果、補正が必要になった場合は、補正方法を電話、メール等を活用して打合せしてください。
- ・補正資料への差替えが必要になった場合は、補正用資料を郵送してください。
- ・補正箇所が複雑な場合は、申請時の返信用配達手段を使って不備通知と申請書類等を申請者（代理人）に返送します。
- ・返送された申請書類等を補正してください。
- ・不備補正後は返信用配達手段（追跡可能な手段の利用が望ましい）を同封して当課へ郵送で送付してください。

(3) 副本の受取について

- ・副本は申請時（補正時）に同封された返信用配達手段で返送します。
- ・副本の発送記録をもって受領とします。

3 市町村の調査書、意見書が不要な申請について

完了検査・中間検査申請、定期調査報告、省エネ法届出、建築確認申請台帳記載事項証明等

(1) 郵送による申請書類等の受付について

- ・申請書類等（関係する許可、届出含む。以下同じ。）の提出にあたっては、必要書類一式を当課に郵送で送付する。
- ・長野県収入証紙で手数料が必要な申請は必ず手数料を貼付けして送付してください。
長野県収入証紙売捌き所
<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaikei/kurashi/kenze/shoshi/urisabaki/syoushi.html>
- ・長野県収入証紙の購入が難しい方はご相談ください。
- ・申請時には返信用配達手段（追跡可能な手段の利用が望ましい）を同封してください。

(2) 申請書類等の補正について

- ・審査に係るやり取りは極力、電話、メール等を活用して窓口対応をご遠慮ください。
- ・審査の結果はFAX、電子メール等で通知します。
- ・審査の結果、補正が必要になった場合は、補正方法を電話、メール等を活用して打合せしてください。
- ・補正資料への差替えが必要になった場合は、補正用資料を郵送してください。
- ・補正箇所が複雑な場合は、申請時の返信用配達手段を使って不備通知と申請書類等を申請者（代理人）に返送します。
- ・返送された申請書類等を補正してください。
- ・不備補正後は返信用配達手段（追跡可能な手段の利用が望ましい）を同封して当課へ郵送で送付してください。
- ・完了検査・中間検査で不備があった場合は不備通知をFAX、電子メール等で通知します。
- ・完了検査・中間検査の不備訂正は極力、電話、メール等を活用して窓口対応をご遠慮ください。

(3) 副本（検査済証）の受取について

- ・副本（検査済証）は申請時（補正時）に同封された返信用配達手段で返送します。
- ・副本（検査済証）の発送記録をもって受領とします。

4 窓口での相談について

- ・各種相談等は極力、電話、メール等を活用して窓口対応をご遠慮ください。

